

令和4年3月吉日

保護者各位

川口市子ども部保育幼稚園課長

祖父母同居世帯に対する事務運用の変更について（通知）

平素は、本市幼児教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、祖父母同居世帯に対する事務運用について、令和4年度より下記のとおり、内容を変更させていただきます。

新規に対象となる方については、お手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 変更点

対象児童の祖父母と同居しているケースの所得判定（祖父母の所得を合算するもの）について、令和4年4月1日より次のとおり変更いたします。

教育・保育給付認定1号で、認定希望日において、満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない児童が新たに対象となる可能性がございます。

なお、今回の運用変更は、施設等利用給付認定（3号認定）部分となります。

No.	条件	変更前	変更後
1	保護者の所得	対象児童の保護者（父母）の合算所得が33万円未満である。	対象児童の保護者（父母）の市区町村民額が非課税である。
2	祖父母との同居	祖父母等と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している。	祖父母と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している、もしくは、祖父母と別居しているが生計を一にしている（生活費や家賃を仕送りしている等）。
3	地方税法上の扶養		対象児童の保護者が、祖父母の地方税法上の被扶養者となっていること

※No.1～3の全てが該当した場合、祖父母の市民税所得割額を合算いたします。

2 留意点

令和4年3月31日までは従来通りの運用となります。

3 今回の運用変更により、新たに対象となる方の手続き

■施設等利用給付認定（3号）

預かり保育等利用開始前までに在籍園を通じて、申請手続きをしてください。

※書類の提出先は在籍園となります。

すでに認定がある方：変更申請書、その他要件書類

新たに申請される方：認定申請書、その他要件書類

4 その他

- ・今回の運用変更の影響を受けない方（祖父母同居でない方等）は、手続きの必要はありません。
- ・不明な点がございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

【この件に関する問い合わせ先】

332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所第二庁舎3階

川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター

電話：048-259-9043（直通）